

インターンシップ受入事業主に対する助成金交付要綱

平成 27 年	3 月 31 日	建設局長決裁
平成 28 年	3 月 31 日	一部改定
令和 2 年	3 月 31 日	一部改定
令和 4 年	9 月 22 日	一部改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、高校・大学生や短期大学・高等専門学校生（以下、「学生等」という。）及び、非在学の建設業への就業を希望する者（以下、「就業希望者」という。）の入職促進を図るべく、企業のインターンシップの積極的な受け入れを促進するため、また実施した企業の負担軽減のため助成金（以下、「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業主)

第 2 条 対象事業主は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者）で、当年度又は過去 5 年の間に札幌市発注工事の契約実績があるもの、又は札幌市内に本店を有するもので、当年度又は過去 5 年の間に札幌市発注業務もしくは役務（建設業及び建設関連業に関するものに限る）の契約実績があるもの。
- (2) 札幌市税に滞納がないもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業主（暴力団員が実質的に経営を支配する事業主その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業主をいう。）でないもの。

(助成の対象となる取組み)

第 3 条 前条で定める対象事業主が学生等又は就業希望者をインターンシップにより受け入れるものであること。また、助成金交付の対象となる取組事項は次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国（独立行政法人を含む）や他の自治体等から同様の助成金を受けている者（受けることが決定している者を含む）については、助成の対象とはならない。

- (1) 研修期間が 2 日以上であるもの。
- (2) 研修にあたっては、労働基準法の規定を準用すること。

また、研修期間中の事故等に対応できる傷害及び賠償責任保険に加入していること。

(助成金額)

第 4 条 前条に掲げる取組みについて、予算の範囲内において対象事業主に対して、その研修期間に応じて以下の金額を助成するものとする。ただし、同一企業において交付は一年度区分に一回限りとする。

- (1) 研修期間が 2 日の場合は、7 万円。
- (2) 研修期間が 3 日以上の場合は、10 万円。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、インターンシップ受け入れの実施が決定した際にはインターンシップ受入事業主に対する助成金の交付申請書(様式1)及びインターンシップ事業実施計画書(様式2)に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに提出しなければならない。

- (1) 当年度又は過去5年の間に札幌市発注工事又は業務、役務を受注した契約書(名称、金額、工期がわかるページの写し)
- (2) インターンシップにかかる同意書(写し)
- (3) 傷害及び賠償責任保険等(写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項(2)については、学生等の場合は学校と企業の代表者、就業希望者の場合はその個人と企業の代表者との同意書とする。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- (1) 市長は審査の結果をインターンシップ受入事業主に対する助成金交付(不交付)決定通知書(様式3)により直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 助成交付決定を受けた後、助成要件を満たさなくなった時は、対象事業主は速やかに市長に対して書面で報告しなければならない。

(成果の報告)

第7条 研修期間終了後、対象事業主はインターンシップ報告書(様式4(事業者用、研修生用))及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。(申請を行った年度の末日である3月31日までに報告する)

- (1) 研修日数がわかるもの。
- (2) 講義形式の場合・・・講義に使用したテキスト及び講義風景の写真。
実習形式の場合・・・実習風景の写真及び実習結果がわかるもの。
現場見学の場合・・・現場の状況写真。

(審査)

第8条 市長は前項に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金交付の決定を受けた又は助成金の交付を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、インターンシップ受入事業主に対する助成金交付決定取消通知書(様式)により助成金交付の決定を取り消し又は既に交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 9 月 22 日から施行する。